

保有個人情報開示請求書

年 月 日

(行政機関の長等) 様

(ふりがな)

氏名

住所又は居所

$$\overline{\overline{\tau}}$$

TEL

()

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 77 条第 1 項に規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

--

2 求める開示に実施方法等（本欄の記載は任意です。）

ア、イ又はウに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。
<実施の方法> ☐閲覧 ☐写しの交付
 ☐その他（ ）
<実施の希望日> 年 月 日

イ 電子情報処理組織を使用した開示を希望する。

ウ 写しの送付を希望する。

3 本人確認等

ア	開示請求者	☐ 本人	☐ 法定代理人	☐ 任意代理人
イ	請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（ ） ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。			

(2) 送付による開示請求の場合

保有個人情報開示請求書を送付して保有個人情報の開示請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り。）を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、開示請求窓口事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載がある場合、該当個人番号を黒塗りしてください。

また、被保険者証を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りしてください。

(3) 代理人による開示請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による開示請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名及び本人の住所又は居所です。

代理人のうち、法定代理人が開示請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登録の登録事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り。）を提示し、又は提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が開示請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り。）を提出してください。ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り。）を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

※手数料

(1) 開示請求に係る費用

情報が記録されている行政文書1件につき200円の納付が必要となります。

(2) 写しの交付に要する費用

写しの交付に要する費用が200円までの場合は無料となりますが、200円を超える場合は当該費用から200円を差し引いた額の納付が必要となります。

行政文書の種別	開示の実施の方法	費用の額
文書又は図面	用紙に複写したものの交付	用紙（A3版以内）1枚につき10円（カラーの場合は20円）
電磁的記録	光ディスクに複写したものの交付	ディスク1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額